## 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和六十三年条約第九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(参照法令一覧)
		(昭和三十八年法律第百四十七号)(抄)	- \

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和六十三年法律第五十三号)

目次

第 章 総則 (第一

第二章 特定物質の製造等の規制 (第四条—第十六条)

第三章 特定物質等に関する届出 (第十七条・第十八条)

特定物質の排出の抑制及び使用の合理化

(第十九条・第二十条)

第五章 雑則 (第二十一条 —第二十九条

第四章

第六章 罰則 (第三十条—第三十四条)

附則

第 章 総則

(目的)

第

条 この法律は、 国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、 オゾン層の保護のためのウィーン条約(以下「条約」という。)及びオゾン

びに排出の 抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、 もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

)の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質の製造の規制並

層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。

(定義等)

第二条 この法律において「特定物質」とは、オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるものをいう。

2 この 法律における特定物質の種類は、 政令で定める。

3 この 法律における特定物質の数量は、 特定物質の量に政令で定めるオゾン破壊係数を乗じたものとする。

4 前三 項の政令は、 議定書の規定に即して定めるものとする。

(基本的事項等の公表)

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、 条約及び 議定書の的 確 か つ円滑な実施を図るため、 次に掲げる事項を定めて公表するものとする。 これを

変更したときも、同様とする。

議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質の種類ごとの生産量及び消費量 (議定書に規定する生産量及び消費量の算

定値をいう。以下同じ。)の基準限度

オゾン · 層 の 保護の意義に関する知識の普及その 他 のオゾン層 の保護に関する国民の理解及び協力を求めるため 0) 施策 の実 施 に関する重要な

事項

前号に掲げるもののほ か、 オゾン層の 保護についての施策の実施に関する重要な事項

2 経済産業大臣は、 特定物質に つい て、 その 種類及び次条第一 項の規制年度ごとに、 その生産量及び消費量その他経済産業省令で定める数量

実績を公表するものとする。

二章 特定物質の製造等の規制

(製造数量の許可)

第四条 特定物質を製造しようとする者は、 その種類及び規制年度 (議定書の規定に即して特定物質の種類ごとに経済産業省令で定める期間をい

う。 以下同じ。)ごとに、 当該規制年度において製造しようとする数量について、 経済産業大臣の許可を受けなければならない。 ただし、 次の

場合には、この限りでない。

第五条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る数量以下の当該特定物質を製造するとき。

第十一 条第一 項又は第十二条第一 項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質を製造するとき。

三 第十三条第一 項 の確認を受けた者が当該確認に係る数量以 下の 当該特定物質を製造するとき。

四 政令で定める一定数量以下の特定物質を製造するとき。

2 前 項  $\hat{O}$ 許可を受けようとする者は、 経済産業大臣が告示する期間内に、 次の事項を記載 した申請書を経済産業大臣に提 出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏。

二 前項の許可を受けて製造しようとする数量

- 三 製造及び 貯 蔵 0 場
- 兀 製造設 開の 構 造 及び能・ 力

Ŧī. その 製造に係る特定物質のうち当該規制年度において輸出されることが見込まれるものの数量 (第八条第二項において「輸出予定数量」と

V . う。 及びその仕向地

六 その 他 経済産業省令で定める事 項

3 第 項 第四号の政令で定める一 定数量以下の特定物質を製造しようとする者は、 経済産業省令で定めるところにより、 製造数量を経済産業大

臣に届け出なければならない。

輸出 用製造数 量の 指 定

第五条 経済産業大臣は、 前条第 項の許可をする場合には、 当該許可に係る数量の全部又は一部を輸出用製造数量として指定することができる。

2 前 項  $\hat{O}$ 規定による輸出用製造数量の指定は、 仕向地を定めて行う。

3 経済産業大臣は、 第一 項の規定による指定に係る者の申請に基づき、 その指定を変更することができる。

4 より、  $\mathcal{O}$ 製造の 第 当 項 該 時における確定輸出数量(その製造に係る特定物質 0 成規制年 規定による指定があつたときは、 度におい て同項の指定に係る仕向地に輸出 その指定に係る者は、 されたこと又は輸出されることが確実であることについての経済産業大臣の (当該指定に係る種類のものに限る。 輸出用製造数量に係る特定物質の製造においては、 )であつて、 経済産業省令で定めるところに その製造に係る数量がそ の確認を

5 第三 一項の申 請の手続は、 経済産業省令で定める。

受けたものの数量をいう。

を超えることとならないようにしなければならない。

(特定物質ごとの製造数量 三の許可)

第五条の二 経済産業大臣は、 議定書の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、 第四条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 許可 Ò ほ かに、 特定物質及び規

制年度ごとに、 当該 規制 年度において製造しようとする特定物質の数量につい て、 許可を行うことができる。

3 2 第四 経 済 産業大臣 は 前 項 の規定による特定物質ごとの製造数量  $\mathcal{O}$ 許可 を行おうとするときは、 その旨を告示するものとする。

条第二項の規定は、 第一 項の許可について準用する。

#### (輸入の承認)

第六条 特定物質を輸入しようとする者は、 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第五十二条の規定により、 輸 入の 承認

(許可等の基準)

を受ける義務を課せられるものとする。

第七条 0 るものとならないように、 許可、 経済産業大臣 第五条第一 項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による変更又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。 は、 我 カゝ が つ、 玉 の特定物質の 特定物質の製造及び輸 種類ごとの生産量及び消費量が議定書の規定に基づき我が国が遵守しなけ 出 入の状況及び動向その 他の 事情を勘案して、 第四条第 一項若しくは第五条の ればならない限度を超え 一第 項

(許可製造数量の増加の許可)

第八条 業大臣が告示する期間内に、 第四条第 項又は第五条の二第 第四条第 項又は第五条の二第一 項の許可を受けた者 (以 下 項の許可に係る数量 「許可製造者」という。)は、 ( 以 下 「許可製造数量」という。 その許可に係る規制年度 0) 増 及内にお 加 0 許 いて、 可を申請する 経 済産

2 前項の規定による申請は、 次の事項を記載し た申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

ことができる。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 増加しようとする許可製造数量
- 三 輸出予定数量及びその仕向地
- 四 その他経済産業省令で定める事項
- 3 第五条及び 前 条の規定は 第 項の 増 加 0 許 可 に 0 Ņ . て準用: する。

(許可製造者の変更の届出等)

第九条 項に変更 許可 が あつたときは、 製造者は、 第四条第二項第一 経済産業省令で定めるところにより、 号、 第三号又は第四号 (第五条の二第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。 遅滞なく、 その旨 を経済産業大臣に届け 出 なけ ń ば ならな に掲げる事

許可製造者は、 許可に係る規制年度において製造しようとする特定物質の数量(以下「製造予定数量」という。 が 許可製造数量 (前条第

2

項の増加 を下回ることが確実となつたときは、 の許可、 第十六条第一項の規定による削減又は同条第二項の規定による減少の処分があつたときは、これらの処分による変更後 遅滞なく、 経済産業省令で定めるところにより、 当該製造予定数量を経済産業大臣に届 け出なけ のも れ

3 前項の規定による届出があつたときは、 届出をした者の許可製造数量は、 届出に係る製造予定数量に変更されるものとする。

(許可の条件)

らない

第十条 第四条第一 項若しくは第五条の二第一項の許可又は第八条第一項の増加の許可には、 条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。 前項の条件は、 議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、 又は許可に係る事項の 確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、 かつ、

許

(製造数量の確認)

第十一条 当該証明に係る種類のものに限る。)を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。 度内に破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、 特定物質が経済産業省令、 環境省令で定める基準に従い当該規制年 当該証明に係る数量の特定 物 質

2 前 項の 確認を受けようとする者は、 特定物質の種類ごとに、 次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付して、 経済

産業大臣に提出しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

破壊を行つた者又は行うことが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の 氏

三 破壊された数量又は破壊されることが確実である数量並びに破壊の場所及び年月日

四 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所

五 その他経済産業省令で定める事項

第十一 質と当該特定物質以外の物質の混合物を除く。)の製造工程において原料として使用されたこと又は使用されることが確実であることを経済産 条 特 定物質を製造しようとする者は、 その 種 類 及び規制年度ごとに、 特定物 質が当該規制年度内に当該特定物質以外 ての物質 (当該特定物

業省令で定めるところにより証明して、 当該証明 に係る数量 の特定物質 (当該 証明に係る種 類のものに限る。 を製造することができる旨の経

- 2 前 項の 確認を受けようとする者は、 特定物質の種類ごとに、 次の事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添付 して、 経済
- 産業大臣に提出しなければならない。

済産業大臣の確認を受けることができる。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- $\equiv$ 原料として使用した者又は使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 原料として使用された数量又は使用されることが確実である数量並びに原料としての使用の場所及び年月日
- 四 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所
- 五 その他経済産業省令で定める事項

第十三条 に政令で定める用途 証明して、 政令で定める特定物質 当 該証明に係る数量の当該特定物質を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。 (以 下 「特定用途」 ( 以 下 「指定特定物質」 という。 に使用されたこと又は使用されることが という。)を製造しようとする者は、 確実であることを経済産業省令で定めるところによ 規制年度ごとに、 当該特定物質が当該規制年度内

- 2 付して、 前項の 経済産業大臣に提出しなければならない。 確認を受けようとする者は、 経済産業省令で定めるところにより、 次の 事項を記載した申請書に同項の規定による証明に係る書面を添
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定用途に使用された数量又は使用されることが確実である数量
- 三 製造しようとする特定物質の製造及び貯蔵の場所
- 四 その他経済産業省令で定める事項
- 3 これ ては、 指定 を 他の 第 特定物質を製造する者が、 項の確認を受けた者がその確認に係る数量の範囲内で行うものとみなす。 者に引き渡す場合として政令で定める場合に その製造に係る指定特定 あ つては 物質にこれが特定用途以外の用途に使用されることを防止するため 当 「該引渡しに係る指 定特定物質の製造は 第四条第 項 0) の措 規 定 0 置を講じて、 適用につい

## (確認製造者の変更の届出)

第十四 は第四号、 第十一 第十二条第二項第一 条第一 項、 第十二条第一 号若しくは第四号又は前条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、 項又は前条第一 項の 確認を受けた者 (以 下 「確認製造者」という。 は、 第十一条第二項第一号若しく 遅滞なく、その旨

#### (承継)

を経済産業大臣に届け出なければならない。

第十五条 選定したときは、 たときは、 確認製造者について相続、 許可製造者若しくは確認製造者が当該許可若しくは確認に係る種類の特定物質の製造の事業の全部を譲渡し、 当該事 その者) 業の全部を譲り受けた者又は相続人 合併若しくは分割 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、 (当該許可 相 又は 続 人が二人以上ある場合において、 確認に係る種類の特定物質の製造の事業の全部を承継させるものに限る。 その全員の同意により事業を継続すべき相続 又は許可製造者若しくは があつ 許可 人を

2 前 項の 規定により 許可製 造者又は確認製造者の地 位を承継 した者は、 遅滞なく、 その事実を証する書面を添えて、 その旨を経済産業大臣に届

### (許可の取消し等)

け出なければならない。

製造者又は確認製造者の地位を承継する。

第十六条 経済産業大臣は、 許可製造者が次の各号 0 一に該当するときは、 第四条第 項若しくは第五条の二第 項 の許可を取 り消 Ļ 又は許可

製造数量を削減することができる。

受けたとき。 不正の手段により第四条第一項若しくは第五条の二第一項 の許可又は第五条第三項の規定による変更若しくは第八条第一 項 の増 加 0 許可

# 三 第十条第一項の条件に違反したとき。

項の規定に違反して特定物質を製造したとき

第五条第四

2 による削減があつたときは、これらの処分又は届出による変更後のもの)を下回ることが確実となつた場合として経済産業省令で定める要件に 経 済産業大臣 は 許 可製造者が、 製造予定数量が 許可製造数量 (第八条第 項 0 増 加 0 許 可 第九条第二項の規定による届 出 又は 前 項 0) 規定

該当する場合において、 第七条に規定する事情を勘案して特に必要があると認めるときは、 許可製造数量を減少させることができる。

3 経済産業大臣は、 確認製造者が不正の手段により第十一条第一 項、 第十二条第一項又は第十三条第一項の確認を受けたときは、 当該確認を取

第三章 特定物質等に関する届出

ŋ

消

又は当該確認をした数量を削減することができる。

(特定物質の

輸

出に関する届

出

第十七条 特定物質 の輸 出を行つた者は、 経済産業省令で定めるところにより、 毎年、 前 年の輸出数量その他経済産業省令で定める事項を経済産

業大臣に届け出なければならない。

(政令への委任)

第十八条 我が国が 報告しなければならないものとされる事項を把握するために必要と認められる範囲内において、 前条に定めるもののほ か、 特定物質の種類ごとの生産量及び消費量の限度を定めるに当たり必要とされる数量その他の議定書にお 政令で、 オゾン層を破壊する物質の 1 製 7

第四章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化

造数量、

輸

出数量又は輸

入数量その

他の

事

項

0

届出に関

し必要な規定を設けることができる。

(使用事業者の努力)

第十九条 ばならない。 る者は、 その使用に係る特定物質の排出の 特定物質 (特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含む。 抑 制 及び 使用の合理化 (特定物質に代替する物質の利用を含む。 以下この条から第二十三条までにおいて同じ。 次条において同じ。)に努めなけれ )を業として使用す

(排出抑制・使用合理化指針の公表等)

第二十条 とする。 る者が特定物質の 経済産業大臣及び環境大臣は、 排 出 0) 抑 制 又は使用の 合理化を図るため 条約及び議定書の円滑 0) 指針 な実施を確保するために必要があると認めるときは、 以 下 「排出抑制・使用合理化指針」という。)を定め、 特定物質を業として使用す これを公表するもの

2 主務大臣は、 特定物質を業として使用する者に対し、 排出 抑制 使用合理化指針に即して特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図ること

について指導及び助言を行うことができる。

- 3 環境大臣は、 前項の規定による排出の抑制についての 指導及び助言の実施に関し、 主務大臣に意見を述べることができる。
- 4 経済 産業大臣は、 第二項の規定による使用の合理化に ついての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。
- 5 第一 一項における主務大臣は、 同項の 指導及び助言の対象となる者の事業を所管する大臣とする。

第五章 雑則

(国の援助)

第二十一条 国は、 特定物質に代替する物質の開発及び利用並びに特定物質の 排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開 発及び利用を促進す

るために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(観測及び監視)

第二十二条 気象庁長官は、 オゾン層の状況並びに大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

環境大臣は、 前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、 特定物質によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化

状況を監視し、その状況を公表するものとする。

2

(研究の推進等)

第二十三条 国は、 特定物質のオゾン層に及ぼす影響の研究その他オゾン層の保護に関する調査研究を推進するとともに、 その成果の普及に努め

るものとする。

(帳簿)

第二十四条 許可製造者は、 帳簿を備え、 当該許可に係る規制年度の当該許可に係る種類の特定物質の製造数量及び輸出数量その他経済産業省令

で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(報告の徴収)

第二十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 許可製造者又は確認製造者に対し、その業務に関し報告をさせることがで

きる。

(立入検査)

第二十六条 立ち入り、 帳簿、 経済産業大臣は、 書類その 他 この法律の の物件を検査させ、 施行に必要な限度に 関 係者に質問 おいて、 させ、 又 は その職員に、 検査 0 ために必要な最小限度の分量に限り特 許可製造者又は確認製造者の 事務所、 定物質を無償で収去させ 工場その他 事 業場に

ることができる。

2 前 項の 規定により職員が立ち入るときは、 その身分を示 す証明書を携帯 関係者に提示しなければならない。

3 第 項 0 規定による立入検査、 質問及び 収 去 0) 権限 は、 犯罪捜査の ため に認められたものと解釈してはならない。

(聴聞の特例)

第二十七条 とするときは、 経済産業大臣は、 行 政 手 続法 (平成五年法律第八十八号) 第十六条第 項の 規定によ 第十三条第 る削 減 同 条第二項の規定による減少又は同条第三項の規定による削 項の 規定による意見陳述のための手続の 区 一分に にかかわ らず、 減 の処分をしよう 聴聞を行 わな

ければならない。

2 第十六条の規定による処分に係る聴聞 0 期 日 に おける審 理 は、 公開により 行わなければならない。

3 前 項の 聴聞の 主宰者は、 行政手続法第十七 条第 項 0 規定により当該処分に係る利害関係 人が当該聴聞に関する手続に参 加することを求め É

ときは、これを許可しなければならない。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第二十八条 二十四条の この法 対規定に より当該審査請求を却下する場合を除 律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、 き、 審査請求 人に対 Ļ 相当 Tな期間 をおいて予告をした上、 行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 同法第十一条第二項に規定

する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

前 項 0 意見 0 聴取に際しては、 審査請求人及び 利害関係人に対し、 その事案について証拠を提示 Ĺ 意見を述べる機会を与えなけ れ ばならな

*١* ،

2

3

第 項に規定する審査請求については、 行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、 同項の意見の聴取については、 同条第二項 から第五 項

までの規定を準用する。

(農林水産大臣との協議)

第二十八条の二 経済産業大臣は、 次の場合には、 農林水産大臣と協議しなければならない。

政令で定める特定物質を含む種類の特定物質の製造についての第四条第一項の許可をしようとするとき。

項の規定による指定をし、

又は同条第三項の規定によりこれを変更しようとするとき。

第五条第一

\_

前号の許可に係る数量について、

兀

第一

号又は前号の許可に係る数量について、

三 第 号の政令で定める特定物質の製造についての第五条の二第一項の許可をしようとするとき。

第八条第一項の増加の許可をし、

又は第十六条第一項の規定による削減若しくは同条第二項の

規定による減少の処分をしようとするとき

五. 第一 号又は第三号の許可について、第十条第一項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、又は第十六条第一項の規定による取消

をしようとするとき。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、 排 出抑制 使用合理化指針を定めようとするときは、 前項第一 号の政令で定める特定物質に係る事項に関

農林水産大臣と協議しなければならない。

(経過措置

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、 又は改廃する場合においては、 その命令で、 その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断さ

れる範囲内において、 所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

第六章 罰則

第三十条

第四条第

れを併科する。

項又は第五条第四項の規定に違反して特定物質を製造した者は、

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、

又はこ

次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する

第十七条の規定による届出をせず、 又は虚 偽 の届 出 を した者

第二十四条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、 帳簿に記載せず、 若しくは帳簿に虚偽の記載をし、 又は同条第二項の規定に違反して帳

## 簿を保存しなかつた者

- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 兀 一十六条第一 項の規定による検査若しくは収去を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し、 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、

は虚偽の答弁をした者

- 行為者を罰するほか、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 使用 人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関 前 二条の違 反行為をしたとき
- 第三十三条 第四条第三項、 第九条第一項、 第十四条又は第十五条第二項による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者は、 + -万円以 下の 過料に処

する。

第三十四条 又は人に対して各本条の刑を科する旨の規定を設けることができる。 若しくは人の代理人、 第十八条の規定に基づく政令には、 使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、 その政令の規定に違反した者を二十万円以下の罰金に処する旨の規定及び法人の代表者又は法人 その行為者を罰するほ その法人

附則

#### (施行期日]

- 第 条 この法律 は、 公布 0) 日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 それぞれ当該各号に定める日から施 行する。
- 一 第三章及び附則第三条の規定 条約が日本国について効力を生ずる日
- 第四号及び第六号を除く。 第二章第一 節、 第二十七条から第三十条まで、 第三十六条並びに第三十七条 第三十二条、第三十三条、第三十四条 (第二号を除く。 )の規定 議定書が日本国について効力を生ずる日 (第二号を除く。)、 第三十五条
- 第二章第一 節、 第三十一条、 第三十四条第二号、 第三十五条第二号、 第四号及び第六号並びに第三十七条第二号の規定 議定書が 日 本国に

て効力を生ずる日から起算して二年六月を経過した日

2 なる場合には、 前 項 Ó 規定にかかわらず、 同項第二号及び第三号に掲げる規定は、 議定書が日本国につい て効力を生ずる日が、 政令で定める日から施行する。 議定書が効力を生ずる日後となる場合又は昭和六十八年 一月

日後と

#### (報告)

造、

輸

聞出又は

輸入を行つた者に対し、

通商産業大臣は、 第三条第一 項 第一 号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、 昭 和六十一年に議定書附属書Aに掲げる物質

その数量の報告を求めることができる。

附 則 (平成三年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第 改正が日本国について効力を生ずる日 条 この法律は、 平成二年六月二十九日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関 ( 以 下 「議定書改正発効日」 という。 (議定書改正発効日が平成四年七 するモントリオ ール議定書 月一日後となる場合には、 (以 下 「議定書」という。 政 令 0

(経過措置)

で定める日)

から施行する。

ただし、

第一

条の

規定は、

公布の日から施行する。

第三条 第一 いう。 るものにつ 二条 規定による改正 第二条の規定による改正前 新法第四条第 0) いては、 製造であって、 一後の 適用し 項及び第三項、 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ない。 議定書の規定に即して新法第二条第五項の の特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の規定によってした処分、 第十一 条第一 項並びに第十二条第一項の規定は、 種類 (次項において (以 下 「新法」 議定書附属書Bに掲げる物質 「種類」という。 という。 0) 相当規定によってしたものとみなす。 )ごとに政令で定める日 手続その (以 下 新規特定物質」と 他 の行為は、 「前に行 同条 わ

2 令で定める事項を通商産業大臣に届け 議定書改正発効日が属する年の一 通 !商産業省令で定めるところにより、 月 出なけ 毎年、 日から ればならない 前 新法第二条第六項に定めるところにより算定した前年の製造数量又は輸入数量その他 .項の政令で定める日の前日までに新規特定物質の製造又は輸入を行った者は、 その種類ごとに 通商産業省

3 前項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者は、 二十万円以下の罰金に処する。

4 を罰す 法 人の んるほ 代表者又は法人若しくは人の代理人、 か その法人又は人に対して同 項 0 刑 使用人その を科 する。 他 の従業者が、 その法人又は人の業務に関 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 違反行為をしたときは、 行為者

第四条 この 法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

#### (報告)

第五条 年十二月三十一日までの期間をいう。 通商産業大臣は、 新法第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行うため、平成元年(昭和六十四年一月一日から平成元 次項において同じ。)に新規特定物質の製造、 輸出又は輸入を行った者に対し、新法第二条第六項に定め

2 通商産業大臣は、 平成元年に議定書附属書Cに掲げる物質の製造、 輸出又は輸入を行った者に対し、 その数量の報告を求めることができる。

附 則 (平成六年六月二九日法律第五四号) 抄 るところにより算定したその数量の報告を求めることができる。

(経過措置)

(施行期日)

第 条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

○中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)

抄)

(指定)

第七条 都道府県知事は、 に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。 次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者(以下「指定法人」という。)

一~三 (略)

2 前項の特定支援事業とは、次に掲げる事業をいう。

√三 (略)

兀 成三年法律第四十八号)第三条第一項に規定する資源の有効な利用をいう。)の促進に資する事業活動に関する経営診断等を行う事業 項に規定する特定物質をいう。)、 中小企業者が行うエネルギー、 特定物質(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 包装材料及び容器の使用の合理化並びに資源の有効な利用 (資源の有効な利用の促進に関する法律 (昭和六十三年法律第五十三号) 第二条第

五 (略)

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)

抄)

(定義)

第二条 この法律において「フロン類」とは、 クロ 口 フル オロカーボン及びハイドロ クロ ロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾ

第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法

律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

ン層の保護に関する法律

(昭和六十三年法律第五十三号)

(指針)

第三条 (略)

2 前項の 指針は、 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十条第一項に規定する排出抑制・ 使用合理化指針と調和が保たれた

ものでなければならない。

3

(略)

)オゾン層を破壊する物質に関するモ ントリオ 1 ル 議定書 (昭 和 六 十三年条約第九号) 抄

この議定書の締約国は、

オゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国として、

同 条約に基づく、 オゾン層を変化させ又は変化させるおそれのある人の 活動の結果として生じ又は生ずるおそれの ある悪影響 ゕ 6 人 の 健 康 及

び環境を保護するために適当な措置をとる義務があることに留意し、

じさせる可能性のあることを認識 あ る種 の物質の世界的規模における放出が、 人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい 破壊その 他 の変化を生

この物質の放出が気候に及ぼす潜在的な影響を意識し、

オゾン層を保護するための 措置が、 技術的及び経済的考慮を払 つたものであり、 か つ、 関連  $\mathcal{O}$ ある科学的知識に基づい たもの であるべきこと

を認識し、

決意し、 出を無くすことを最終の目標として、 技術的及び経済的考慮を払 V) かつ、 この 開 物質の世界における総放出量を衡平に規制する予防措置をとることによりオゾン層を保護することを 発 途上 玉 の開 発の 必要に留意し つつい 科学的. 知 識  $\mathcal{O}$ 発 展  $\mathcal{O}$ 成果に基づきオゾン 層を破壊す っる物 質  $\mathcal{O}$ 放

力を実質的に高めることが期待できることに留意し、 必要な資金の規模が予測できること並びにこの資金が科学的 開 **所発途上**[ 玉 の必要を満たすため、 追 加的 な財源及び関連のある技術の利用に関する措置を含む特別な措置が必要であることを確認 に 確認され たオゾン 層 0 破壊及びその 有害な影響 0 問 題に 取り 組 む しため 0) Ļ 世 界 また、 (T) 能

国内的及び地域的に既にとられているある種のクロ 口 フ ル 才 口 力 ボ ンの 放 出 を規制する予防措置に留意

開 発途上国の必要に特に留意し つつ、 オゾン層を破壊する物質の 放出の規制及び削減に関連のある代替技術の 研究、 開発及び移転に おける国

次のとおり協定した。

際協力を推進することが

重

要であることを考慮して、

第一条 定義

この議定書の適用上、

1~3 (略)

4 規制物質」 と は 附 属書 Α 附 [属書 В 附 属書C又は 附属書Eに掲げる物 質 他 0 物質と混 合してあるか な カコ を問 わ

関 係 附 属 書に 別 段  $\mathcal{O}$ 定 8 が な 1 限 b, 当 該 物 質  $\mathcal{O}$ 晃 性体を含む。 ただし、 製 品 (輸送又は貯蔵 Ê 使 用する容器を除く。 0) 中 iz あるも 0 を除

<

5~8 (略

第二条 規制措置

1~4 (略)

て、 8 る生産量 締 締 約国は、 事 約国にな 務局に通 の算 移転することができる。 報す 定値 又は二以上 Ź 0 限 度 を超えないことを条件とする。 の規制期間にお ただし、 て、 規制物質のグ 第二条の ルー A 関 から第二条のFまで及び第二条のH 係締 フごとの関係締 約 玉 は 0 約国の 生産 量の 生産 移 量の 転 を、 算 定値の に定める生産量の算定値 その 移 合計がグ 転  $\mathcal{O}$ 条件及び ループごとにこれら 対象となる 0 部又は全部を他 期 間 条に定 示

この ない ける締約国 全部を議定書第五 こと及び関係締 消 置費量の 議定書第五条 0 算 附 定 属 書 値 条 約国の (T) 1 の A 1 移 0  $\mathcal{O}$ 規定の 転 グ 規 消費 を、 ル 定 ]  $\mathcal{O}$ その 量の 適用を受けな プIに属する規制物質の 適 用を受け 算定値 移転 の条件及び対象となる期間を示して、 0 な 合計が 他 締 約国  $\mathcal{O}$ 第一 締約国に は、 一条の 消費量の算定値が千九百八十九年にお F に 移転することができる。 又は一 に定める消費量 以 上 0 規制 事務局に 期間 0) 算定値 に ただし、 お 通報する。 の限度を超えないことを条件とする。 て、 当該消費量の算定値の 第 1 て一人当たり〇 二条 0) F に 定 める消費 ・二五キロ 部又は全部の 量 グ /ラム 関 定 係 値 でを超 締 移 約 但えてい を転を受 国 部又 は、

6 · 7 (略)

(a) 務を共同して履行 を条件とする 条 約第 条6に定 することを合意することができる。 義 する地は 域的 な 経 済統 合  $\mathcal{O}$ ため Ó 機関 ただし、  $\mathcal{O}$ 構成国で 当 該 締 ある 約 玉 締約国 0 消 費量 は、 0 算定: こ の 条 値 から第二条の  $\mathcal{O}$ 合 計 がこ れ 6 Iまでに定め 0 条に定め る消費 る限度を超えな 量に 関 はする

- (b) (a)の合意を行つた締約 玉 は、 当該合意に係る消費量の 削 減 0 日 前 に当該合意の内容を事務局に通報す る。
- (c) 法を事 (a)の合意は、 務局に通 報 地 域 L た場 的な経済統合の 合に み、 っため の 実施可能とな 機関のすべ ての 構 成国及び当該機関がこの議定書の締約国となり、 カゝ つ、 当 該 締 約 玉 0 実 施 方
- 9 (a) 締約国は、第六条の評価に基づいて、次の事項を決定することができる。
- (i) 附属 書 附 属 書 В 附 属 書 С 又は 附 属書Eに掲げるオゾン破 壊係数を調整すること及び調整する場合にはその

内

- (ii) 制 質 0 生 産 文は 消 費量 を更に に調整 し又は 削減すること並 び に調 整 L 又は削っ 減する場合にはその 範 囲、 量及び
- (c) (b) (a)約国は、 (i) 及び (ii) (a) 0 の決定を行うに当たり、 調整に関する提案は、 その採択が提案される締 コ ・センサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。 約国の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。 コンセンサスの ための あらゆる努
- 力にも て出 席 しかつ かかわら 投票する第五条1の ず合意に達 しない場合には、 規定の適用を受ける締約国の過半数及び出席 当該決定は、 最後の解決手段として、 しか 出席しかつ投票する締約国の三分の一 つ投票する同条1の 規定の 適用を受け 一以上の な 締 約国 多 数 ~であつ 0 過半
- (d) が この ある場合を除く 9 の 決定は、 ほ すべ か、 ての 寄 託 締約国を拘束するものとし、 者による通 告 0) 送 付 0 日 か ら六 寄託者は、 | 箇月を 経 これを直ちに締約国に 過し た時に効力を生ず 通告 ź す る。 当該決定は 当 該 欧決定に 別 段 0 定

を代表するものによる議決で採択する。

11 10 締 略 約 玉 は、 この 条から 第二条の Ι までの 規定にかか わらず、 これらの条に定める措置よ ŋ 厳 L い措置をとることができる。

第 一条の F イド 口 ク 口 口 フ ル オ 口 力 ボ 第

二条の

Ą

第二

一条の

Е

略

- 1 消 費量の 締約 玉 算定値が は、 千九百 次 0 九十六年 (a) (b) と 0) 月 和を超えないことを確保する。 日に始まる十二箇月の期間 及 びそ 0 後 0) 十 筃 月  $\mathcal{O}$ 期間、 ごと  $\mathcal{O}$ 附 属書C 0 グ ル ] ブ Ι に 属 す ,る規 制 物 質
- 附属書· A O グ ル プ Iに属する規制物質の千九百八十九年に お いける消 :費量 0 算定值 の 二 ・
- (b) (a) 附属書Cの グ ル ] ブ Iに属する規制物質の千九百八十九年における消費量の算定
- た生 第 箇 Ŧī. 月 附 条 産  $\mathcal{O}$ 属書Cの 期間ごとの当 量 1 0) 0 算定 規定の グ 値 ル .. (T) 適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、 ] 該 +五. Ī 物質の生産 に属する規制物質の ] ・セント・ 量 を限度として当該算定値を超えることができる。 0) 算定値が次の回と切との平均値を超えないことを確保する。 一又は二以上を生産する締約国は、 附属書Cの 二千四年 グ ル ープ I に 月 日 ただし、 に始まる十二箇月の 属する規制物質の 当 該 締 約 ح 玉 期 0) 0) 別間及び 生 8 産量 0 規定で定義され しその後 の 算定値は、 0 +-
- (a) + 九 附 属書 おけ て の る消 ル 費量 ] ブ 0 Ι 算定値の二・ 1属す 、る規制物質の千 八パーセントとの 九百 八十九 年に おける消費量の算定 値 附 属書 A 0 グ ル プ Ι に 属す んる規 制 物 質 の Ŧ 九百

(b) 九 附 年に 属書C お け  $\mathcal{O}$ グ ル ] 量 プIに属する規制物質 算定 値 パ の千 九百八十九年に おける生 産 量  $\mathcal{O}$ 算 定 値 と 附 属 書 Α  $\mathcal{O}$ グ ル 1 ブ Ι に 属する規 制 物 質 0 千 九百

略)

+

る

生

産

0)

の 二 ・

八

]

セントとの

第二条の G~第二 条の 略

規制 値の 算定

締 約国は、 算定値を次の方法により 第二条から 第二条の Iまで及び第五条の規定の適 用 上 附 属書 Ą 附 属書 В 附 属書C又は附属書E 0) グループごとに自国に

(a) 生産量の算定値に ついては ての

決定す

- (ii) (i) 各 規 制物 質 0 年 間 生 産 **|量に附属書A、** 附 属書 В 附 属 書 C 又 は 附 属 書 Е に 定 んめる当 該物質の オゾン 破 壊係数を乗
- (i)の規定により 得ら れた数値 を合計する。
- (c) (b) 輸入量及び 輸出 量 の算定値に ついては、それぞれ、 (a)  $\mathcal{O}$ 規定を準 用して計算する。
- より 消費量 決定される輸出量の の算定値につい ては、 算定値を減ずる。 (a)の規定により決定される生産量の算定値に(b)の規定により決定される輸 ただし、 非 締 約国 0 規制物質の 輸出! 量 は、 千九百九十三年 月 入 八量の 日 算定值、 以 降 は、 を加え、 当 該 輸 出 (b) を行う締 規定に

約 国の 消 『費量の 算定に当 たり 減ずることができない。

第四 条 非 締 約 国と 0) 貿易 0 規 制

1 1の六 略

2~2の六 略

3 4 の 三 略

6

5 に対し 締 約国 輸出することをできる は 附 属書 Ą 附 属書 限 ŋ Β̈́ 抑 制 附 することを約束する。 属書C及び附属書Eに 掲げる規制物質を生産 し及び利用するための 技術 をこの 議定書の 締 約国 で な

玉

- の議定書 締 約 玉 は 0) 締 約 附 属 玉 で 書 ない Ą 国に輸出 附 属 書 するため В 附 属 0 書 新たな補 С 及 び 助 附 金、 属 書 援 助、 Е に 信 掲 用、 げ る 保証 規 制 又は 物 質 保 険  $\mathcal{O}$ の供与 生 産 に を 役 行わ <u>\f}</u> ない 0 製 ようにする 品 装 置 工 場 又 は 技 術 を
- 代替物 5 及び 質 6  $\mathcal{O}$ 0 開 規 発を 定 は、 促 進 附 L 属 書 又 は Ą 他 附属書 の方法によ В 附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質 ŋ 附属書 A 附 <u>:</u>属書B、 附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質  $\mathcal{O}$ 封じ込め、 口 収 再 利 用  $\mathcal{O}$ 若 放 出 しくは破壊の 0 削 減に寄与する製品 方法を改

工場及び 技術に ついては、 適 用 しな

8 条の この つい 規定を完全に遵守していることを示す資料を第七条の規定に基づいて提出している場合には、 ては、 条の規 当該国 定に が カゝ 第二条から第 わらず、 この 議 一条のIまで及びこの条の規定を完全に遵守して 定書の締約国でな V 国 カュ らの輸 入及びこれらの国 いると締約国の の輸出であ 許可することができる。 つて、 会合にお 1 **,** \ カゝ :ら4の三までに規定するもの て認めら れ カコ これ

9 10 (略)

第四 条 0 Α (略)

第四 \_ 条  $\mathcal{O}$ В 略

第五条 開発途上国 0) 特別な事 情

要を満たすため、 定 九 に お する検 日 開 いて又はその 発途上国である締約国 に 口 討 ンドン が 行 われ 後千 に 第二条の た後に、 お 九百九十 け る で、 Aから第二条のEまでに定める規制措置の実施時期を十年遅らせることができる。 締 か 九 年 当該締約国 約 つ、 玉 当 0) 月一 該 第二回 検討の結論に従つて、 日までの の附属書Aに掲げる規制物質の消費量の算定値が 会合に 11 ず お れかの いて 採 時点にお この 択 され 1の規定の いて一人当たり○・三キログラム未満であるもの た調整 適用を受ける締約国に適用する。 一又は 改正 に 対 :当該締約国についてこの議定書が するその 後 ただし、  $\mathcal{O}$ 調 整 又 千九百九十年六月二十 は、 は 改 基礎的 効力を生ずる 正 は な国 8 に 内 規 需 日

 $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 条 9 に 定める手続に従つて、 締約国は、 千九百九十六年一 1の規定の適用を受ける締約国に適用する次の事項を決定する。 月一日までに、 8に規定する検討、 第六条の規定に従つて行われる評価 及び 他  $\mathcal{O}$ 関 連 情 報を考慮 Ļ 第

(a) 値 第 規 条へ 制の  $\mathcal{O}$ 計 F 画及び算定値が零を超えないことを確保する期間の 1 から6までの規定に関しては、 附属書Cのグ 、ループIに属する規制物質の消費量に 開 始 日 0 1 て、 基準となる年、 基準となる算 定

(b) 開 第二条の 始 日 G 0 規定に関 しては、 附属書CのグループⅡに属する規制物質 の生 産 量 一及び消費 費 量 0) 算定 値が零を超えない ことを確保 す る期 間

第二条 0 Н 0) 規定に関 して は 附属書Eに掲げる規制 物質 の消費量及び生産量に つい て、 基準となる年、 基準となる算定値 <u>...</u>及び 規 制 0 計

3 略

画

(c)

2

4 に お 1  $\mathcal{O}$ 7 規 、規制物質の 定  $\mathcal{O}$ 適用を受ける締約国は、 供給を十 分に得ることができな 第二条 0 Α から第二条の いと認める場合には、 Ι までに定める規制措置 その旨を事務局に が 自 国に 通報することができる。 0 11 7 適用されるまでの 事 務 間 局 は、 0 V そ ず 0 れ 涌 時 0 写

を 直 ちに 締 約 国に 送 付するも のとし、 締 約国 は、 その 後の 最初の会合に おいてこれについて検討し、 とるべき適当な措置を決定する。

5 1  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ F 定 か ら第 適 用 を受ける締約国が第 二条の Hまでの規定に係る規制措置に従う義務を履行する能 二条の Aから 第二条のEまで及び第二条の 力を増大させ、 Iに定める規制措置並びに 当該規制措置を実施していくことは、 1の二の規定に従つて決定され 第十 る

定める資金協力及び

第十

条の

Aに定める技術移転の効果的な実施に依存する

6 る義 いて検討 局 1 条( は、 務  $\mathcal{O}$ 規 0 0) そ A 定 から第一 0) 部 0 適用を受ける締約国は、 通 又は全部を履行することができない場合には、 とるべ 報 0 一条のEまで及び第二条の 写 しを直ちに締約国に送付するものとし、 適当な措 置 を決定する。 すべての実行可能な措置をとつたにもか | 1に定める義務又は1の二の規定に従 その旨を 締 約 国 いず は れの時点においても書面により事 そ (T) か 後の わらず、 つて決定される第 最初の会合にお 第十条及び第十 1 二条の て、 条の 5 務局に F 0 か Aの規定の不十分な実 規 . ら 定 第 通報することができる。 一条の + 分留 Н 意しつつこれに までの 規定に係 施 0) ため 事

#### 7 8 の二 略

き

1の二の規定に従つて、 次 のとおり決定する。

- (a) 規 Ι 定の る に 1 規 属する規制物質の消費量の算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の消費量の算定値  $\mathcal{O}$ 制物 規定の 適用を受ける締約国は、 質 0 適用を受ける締約国は、二千十三年一月 生産 量 0 算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の生産量の算定値の平均を超えないことを確保する。 二千十三年一 月一日に始まる十二箇月の 日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の 期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Cの  $\mathcal{O}$ 平 均を超えないことを確保する。 期間ごとの附属書Cの グ ル 1 ゲ ブ Ι ル ] に 1 ブ  $\mathcal{O}$
- (c) (b) を Ι 確保する。 に 1 質 属する規制物質の  $\mathcal{O}$ 見の生産 規 定  $\mathcal{O}$ 量の 当 適 「該物質の 用を受ける締約国は、 算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の生産量の算定値の 消費量の算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の消費量の算定 又は二以上を生産する1の規定の適用を受ける締約国は、 二千十五年 月 一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の これらの期間ごとの 平均の 九十パ 値 0 ーセン 平 -均の 附属書Cのグル トを超えな 期間ごとの 九十パーセントを超えな 附属書C いことを確保する。 ープⅠに属する規 0 グ ル ープ
- とを 制 に 1 確 物 属 0 保す するに 規定 質 0 りる。 生 規制物質の 0 適 産 量 用を受ける締約国は、 0) 該 物質 算 消費量の算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の消費量の算定 定 0 値 が 二千 又は二以上を生産する1の 九 年 二千二十年 -及び二千十年におけ 月 規定の 日に始まる十 る当 適用を受ける締約国は、 該 物質の 一箇月 生 産 0 量 期間及びその後 0 算 定 値 これらの 0) 平 均 の十一  $\mathcal{O}$ 期間ごとの 値 六 0) + 一箇月 平 -均の Ŧī. パ 0 六十 期間、 1 附属書C セ 五パ ン ことの 1 を 0) ] セ 超 グ 附属 え ル 書 C な ] トを超えな V ブ Í に ことを の に属する /ループ 保

する。

- (d) ことを確保する。 な Í に 属する規制物質の いことを 1 0 属 規 がする 定 確 0 適用を受ける締約国は、 保 規 **热制物質** す Ź. 生産量の算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の生産量の算定値の平均の三十二・五パーセントを超えな 0 当 消費量の算定値が二千九年及び二千十年における当 該 物 質の 又は二以上を生産する1の規定の適用を受ける締約国 二千二十五年一月 一日に始まる十二箇月 「該物質の消費量の  $\mathcal{O}$ 期間及びその後の十二箇 は、 算定値の れら 0) 平均の三十二・ 期間ごとの 月の 期間ごと 附 属 五. の 書 附 С ] 属 セン 書 C 0) グ 1 の ル を超え グ プ I ル
- (e) は、 これらの 属する規制物質の消費量の算定値が零を超えないことを確保する。 0) 規定の適用を受ける締約国は、 期 間ごとの附属 書CのグループIに属する規制物質の生産量の算定値が零を超えないことを確保する。 二千三十年 月 日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二 当 「該物質の 一又は二以上を生産する1の規定の適用を受け 一箇月の 期間ごとの ただし 附属 書C いる締 グ ル ] 約 国 プ
- の 二 ・ 五 供に  $_{\mathcal{O}}^{1}$ 月一 限定されることを条件に、 規 定 日 1までの ]  $\mathcal{O}$ 適用を受ける締約国は、 セ ントを超えない + 年の 期間の 消費量の 限り、 零を超えることができる。 二千四十年一月一日前に終了する十二箇月の期間ごとにおいて、 この消費量が二千三十年一月一日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディシ 算定値の和を十で除したもの が二千九年及び二千十年における当該物質 二千三十年一 0) が消費量 月一 彐 日  $\mathcal{O}$ ナ 算 カン 定 5 機 値 千四 器 平  $\mathcal{O}$ 均 +
- (ii) 年 供に限定されることを条件に、  $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 月 五. 規定の 日 までの ] 適用を受ける締約国は、 セ ント 十年の を超え 期間の な 限り、 生産量の算定値の和を十で除したものが二千九年及び二千十年における当該物質の 零を超えることができる 二千四十年一月一日前に終了する十二 この生産量が二千三十年一月 日 時 一箇 点で存在する冷却用機器及び 月の期間ごとにおい て、 二千三十年 エ ア コ ン 生産 デ イ 月 シ 量 彐  $\overline{\mathcal{O}}$ 日 ナ 算 カコ 定 5 値の 機 千 平 应 均 + 0
- (f) 規 定の 適用を受ける締約国 は、 第一 一条のGの規定を遵守する。
- (g) 附属書Eに 掲げる規制物質については
- (i) 守するため 二千二年 0 月 基準として、 日以 降、 千  $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 九 百九十五年から千九百九十八年までの各年の 規定の適用を受ける締約国は、 第一 一条のH1に規定する規制措置を遵守するものとし、 消費量及び生産量の算定値の平均値を使用す 当該 規 制 措置 を
- (ii) 物  $_{\mathcal{O}}^{1}$ 質 規定の 0 超 消 え 費量及び生産 ない 適用を受ける締約国 確 量 保 の ) 算定値 す る は、 が 二千五年 千 九 百九 月 十五 一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Eに 年 -から千九百九十八年までの各年の 消費量及び生産 量の 算 定 値 0 平 均 値 に掲げる
- (iii) 1 0 規定 0 適用を受ける締約国は、 二千十五 年 月 日に始まる十二箇 月の 期間 及びその後 0 十 二 箇 月の 期間ごと 0 附 属 高書 E 掲げる

1

を

とを

ため 削 に 物 質 必要であ  $\mathcal{O}$ 消費量及び生産 ると締 約国 が認 量  $\overline{\mathcal{O}}$ めた生産量及び消費量については、 算定値が、 零を超えないことを確保する。 適用しない。 この (iii) 規 定は、 不 ·可欠なものとして合意され た用 途を満たす

(iv) (i) に 規定する消費量及び 生産量の算定値 には、 締約国が 検疫、 及び 出 荷 前 の処理 0) ために使用する量を含めな

#### 9 (略)

第六条 規制措置の評価及び再検討

第二 委員会を 締 一条のⅠ、 約国は、 招 集 までに定め 千 九百 並 びに 九十年に及び同年以降少なくとも四年ごとに、 る規制措置を評価 委員 会 0 構成及び 付託事項を決定する。 「する。 締約国は、 その評価の少なくとも 委員会は、 科学、 環境、 その招 集の 技術及び経済の分野の入手し 年前に、 日 カコ 6 当 「該分野にお 年以内に、 その 11 て認 結 得る情報に基づ めら 論 を事 れた専門家から 務局を通じ て、 7 締 成る適当な 約国 一条から

## 第七条 資料の提出

略

告する。

2 属書 げ 附属書Bに掲げる規制 る規制物質ごとの 締 約国 В は、 附 属書C及び附属書Eに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた日の後三箇月以内に 次に掲げる年における附属書Bに掲げる規制物質、 自国の生産量、 物質並びに附属書CのグループI及びグルー 輸 入量及び輸出量に関する統計資料又は、 附属書Cのグ . プ Ⅱ に属する規制物質については、 当該統計資料が得られない場合には、 ループⅠ及びグループⅡに属する規制物質並びに附属書E 千九百八十九 その 最良 事 務 弱局に 0 推定值 提出 .する。 に 附 掲

附属書Eに掲げる規制物質については、千九百九十一年

3 締約国 各年につ 量に関する統 は き、 附 計 属書 附 資料を事 属書A、 Ą 附属書B 務 附属書B、 局 に提出する 附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質に関 附属書C 及び附属書Eに掲げる規制物質ごとの ける規定 自国の年間生産量 定が かそれぞり れ自 国に 第 0 条5に定義されるもの)及び次 11 7 効力を生じた年及びその

原料として使用された量

締約国により承認された技術によつて破壊された具

締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出量

当該 締 |統計資料に係る年の 約 玉 は、 検疫、 及び出荷前の 末から 遅くとも九箇月以内に送付する。 処 理  $\overline{\mathcal{O}}$ ため Ó 附属書Eに に掲げ いる規 制 物 質 0 年 . 間 使用 量に関す る統計資料を事 務 局に 提出 す Ź, 統 計 資

3の二 (略)

間 の輸入量及び輸出量に関する統計資料を提出する場合には、 第二条8 (a) の規定の適用を受ける締約国に ついては、 関係する地域的な経済統合のための機関が当該機関と当該機関の 輸入量及び輸出量に関する統計資料に 0 ての 1から3の二までに定める義務 構 成国でな 国との

第八条・第九条 (略)

は、

履行されたものとする。

第十条 資金供与の制度

二の規定に従つて決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置の実施を可能とするために、 増加費用を賄うものとする。 別に追加的に行われるものとし、 び技術協力 締約国は、 (技術移転を含む。 第五条1の規定の適用を受ける締約国による第二条の 増 加費用の種類を示す表は、 を行うことを目的とする制度を設ける。 当該制度は、 当該締約国によるこの議定書に定める規制措置 締約国がその会合において決定する。 A から第二条のEまで及び第二条の 当該制度に対する拠出  $\mathcal{O}$ は、 実施を可能とするためにすべての合意された 当該締約国に対する他の I に 定める規制措置並 当該締約国に 資金の移転とは 対し びに 資金協力及 第五 -条 1 の

2 10 (略)

第十条のA~第十六条 (略

第十七条 効力発生の後に参加する締約国

負つている第二条から  $\mathcal{O}$ 機関は、 第五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、 当該国 又は機関が締約国となつた日においてこの議: 第二条の Ι まで及び第四条の規定に基づくすべての義務と同 この議定書の効力が生じた日の後にこの議 魔定書の 効力発生 の日 一の義務を直ちに履行する。 から 締約国で 定書 あ の締約国となる国又は地域的な経済統合の つた国 又は地域的な経済統 合の ため 0) 機 関が ため

第十八条~第二十条 (略]